

各 位

千葉県税理士会

令和3年1月5日以降の本会事務局執務体制について

新型コロナウイルス感染症拡大抑制措置として、当面の間、執務体制は下記のとおりとなります。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

【執務時間】

午前10時から午後4時までとし、電話対応・窓口業務も同様とします。

以上